

杉戸町立杉戸第二小学校

いじめ防止基本方針



平成31年4月改訂

杉戸町立杉戸第二小学校基本方針策定にあたって

はじめに

本校では、目指す学校像「心豊かにたくましく生き抜く子供を育てる学校づくり」の下、目指す教師の姿―「笑顔」「信頼」「寄り添う」「確かな共通実践」をキーワードとして、特色ある教育活動を展開している。

まずは、確かな学力を育むために作成された「杉二小スタンダード」を基盤として、教員一人一人がわかる授業を心掛け、子供たちに基礎・基本の確かな定着を図っている。その結果、子供たちは落ち着いて学習に取り組んでいる。

また、日常の確かな生活指導はもとより、道徳教育の推進や運動会、音楽会、校外学習など、様々な学校行事を通して、教職員が一丸となり、子供たちの豊かな心の育成に努めている。

本校は現在、学校が核となり、保護者・地域と一体となった教育を推進することにより、大変落ち着いた状況にある。しかし、いじめはどの学校、どの学級にも起こりうるという危機意識を持って、子供の教育に邁進しなければならない。そこで、本校において、いじめの防止、早期発見、必要な対応が、「子供たちの心の安全」のために行われるよう、推進すべき対策の内容を記載する。

《いじめの定義》

<いじめ防止対策推進法第2条「定義」>

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

1 いじめの未然防止に関する取り組みについて

（1）基礎・基本の確実な定着

- ・全教員年1回の研究授業、2回のオープン授業の確実な実施により、授業力の向上を図る。
- ・「主体的・対話的で深い学び」への授業改善を図り、子供たちに学ぶ楽しさを味わわせる。

（2）愛校心を育み、自己有用感を高める指導

- ・「ぼく・わたしの学校自慢の木」を作成し、全児童一人一人のコメントを掲示し、愛校心を育む。

- ・「3つの日本一（あいさつ日本一・音読日本一・校歌の歌声日本一）」を目指した日常の指導の積み重ね。
- (3) 道徳の授業の充実
 - ・「第二小道徳授業スタイル」を確立し、全教員による「道徳的価値」を明確にした授業実践によって、子供たちの変容を促す。
- (4) 人権教育の充実
 - ・人権作文、人権ポスター、人権プランター、人権メッセージを活用した、人権意識の醸成。
 - ・あいさつボランティアによる朝のあいさつ運動の実施。
 - ・児童が発案した「あいさつ標語」の校内掲示。
- (5) 規則正しい生活習慣の推進
 - ・生活チェックカードの実施（5月・9月）。
- (6) 情報の共有によるいじめの未然防止の実践。
 - ・月一回の学年主任・部長会等を通じた共通理解及び共通行動の実践。
 - ・いじめの未然防止のための校内研修の実施。
- (7) インターネットや携帯電話を通じて行われるいじめへの対応
 - ・学級活動の時間やパソコン教室利用等を活用した、情報ネットモラル教育の実施。
 - ・児童及び保護者を対象とした、「情報セキュリティ教室」の開催。
 - ・教職員による、ネットいじめ等に関する研修会の実施。

2 いじめの早期発見のための措置

- (1) 学期ごとの「なかよしアンケート」の実施（7月・11月）。アンケートの結果、いじめと思われる事案が記述されているときには、管理職に報告し、事実確認の上、対処について組織的に対応する。
- (2) 児童に積極的に言葉かけをして、児童とのコミュニケーションを図り、小さな変化も逃さない指導実践の推進。
- (3) 児童のわずかな変化をも察知し、管理職をはじめ全教職員で情報を共有し、複数により、迅速に対応する体制づくり。
- (4) より多くの大人が児童の悩みや相談を受け止めることができるよう、PTAや学校応援団等との連携促進・協働する体制の構築。

3 いじめが起きた時の対応

合言葉「即今着手・複数対応・一気呵成」

- (1) 迅速な実態把握
 - ・当事者双方、周りの児童から個々に聴き取り、情報を収集する。その

際、複数の教員で対応する。

(2) 組織的な対応

- ・いじめの事実が確認された場合は、学校として事実の共通認識、対応の共通理解を図り、組織的に対応する。
- ・いじめを発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、校長以下指導体制を整え、的確な役割分担をして解決にあたる。

(3) 児童への指導、支援

- ・いじめられた児童の保護、心配や不安を取り除く支援を行う。
- ・いじめを行った児童に対して、相手の苦しみや痛みに関心を寄せる指導を十分に行うとともに、「いじめは決して許されない」という意識を持たせる。

(4) 保護者との連携

- ・いじめられた児童及び保護者に対する支援を行い、具体的な対応策を説明する。また、いじめを行った児童の保護者と面談し、再発防止のための策を講じる。
- ・インターネット等によるいじめに対しては、保護者の協力を求め、学校との連携について協議する。

(5) 関係諸機関への報告・相談

- ・教育委員会への連絡・相談を行うとともに、事案によって関係諸機関との連携を行う。(杉戸警察署、越谷児童相談所等)

4 強固な校内組織の構築について

(1) 「生徒指導いじめ防止対策委員会」の設置

いじめの防止等を推進するため、「生徒指導いじめ防止対策委員会」を設置する。

〈活動〉

- ① 早期発見に関すること。
- ② 未然防止に関すること。
- ③ 対応に関すること。

〈開催〉

月一回を定例会とし、いじめ事案発生時は、緊急開催する。

(2) 重大事案への対応

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

- ① 杉戸町教育委員会に速やかに報告する。
- ② 教育委員会と協議の上、当該事案に対する組織「緊急いじめ対応委

員会」を設置する。

〈構成員〉 校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・養護教諭
教育相談主任

- ③ 「緊急いじめ対応委員会」を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④ 「緊急いじめ対応委員会」の調査結果については、いじめを受けた児童及び保護者に対し、事実関係及び必要な情報を提供する。同時に、いじめを行った児童の保護者にも事実関係及び必要な情報を提供し、今後の対応について、協議する。
- ⑤ 「緊急いじめ対応委員会」は、調査結果及び再発防止策について、杉戸町教育委員会に報告する。